

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
5.船舶						
(3)小型船舶						
1 (海外試験機関の試験データの受入れ拡大) 運	30402	日本小型船舶検査機構における海外試験機関の試験データの受入れを一層拡大するために、現在試験データを受け入れていない機関と検査方法等について積極的にすり合わせを行う。主要な船級協会の試験データについては、旗国代行機関の承認に関するガイドラインの実効を確認しつつ、安全上支障のない範囲で受入対象とする方向で早急に検討し、平成10年末までに結論を出す。	国際海事機関(MO)における国際的に標準化された試験データフォーマットの作成作業等を行った。同フォーマットが策定された場合には、これにより提出された試験データを受入れ、これを活用する。我が国に入港した外国船舶に対して立入検査(PSC)を実施するとともに、アジア太平洋地域・欧州地域等におけるPSCの結果について情報交換を行ない、ガイドラインの実効の確認に努めた。これらの情報の蓄積等により、安全上支障がないことが確認された船級協会については試験データの受け入れ対象とする方向で検討する。	試験データの受入れが可能となる時期の目途いかな。	平成8年3月の第3回報告書に記載されているとおり、平成10年末を目途に受け入れ可能かどうかの結論を出す。	

4.運輸・通信関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	委員からの質問・意見	所管省庁コメント	備考
7.航空						
2 (航空機輸入 運郵時の検査)	88354	今後、航空機の耐空検査証明、無線局に関する免許、及び検査業務の日程の調整に一層留意するなど検査期間の短縮のためにさらに努める。	郵政省では、昭和63年2月、運輸省では、昭和63年3月、それぞれ左記措置を実施。	検査期間の具体的短縮効果いかん。	昭和63年2月の措置に基づき、申請者の希望に沿った検査スケジュールを設定するよう平成6年9月から外国で取得された無線機器のデータの有効活用を図っており、検査期間の短縮に努めている。なお、一律に検査の所要期間を特定することは、他の無線局の検査スケジュールとの調整が必要になることがあるなど困難な面がある。 [郵政省] 耐空証明の検査所要日数は、運輸省令の規定上、最大離陸重量が5,700kg以下の航空機(耐空証明を受けたことのない型式のもの)の場合で11日から7日に短縮されている。平成9年10月の航空法改正によりわが国の型式証明を受けた型式の航空機については、輸出国の耐空証明書をもってわが国の検査を省略することが可能となっており、この場合にはさらに大幅な検査期間の短縮が見込まれる。[運輸省]	